

組合員の事業利用と利用代金支払に関する規則

(目的)

第1条 群馬県学校生活協同組合（以下「学校生協」という）の組合員の学校生協事業の利用と利用代金支払に関して以下のとおりに定める。

(利用限度額)

第2条 定款第6条第1項組合員の一人あたりの一回の利用限度額を30万円とする。また、分割購入合計の限度額を100万円とする。

2. 定款第6条第2項組合員の支払方法は1回払い及び現金払いのみとし、利用限度額を30万円とする。
3. 分割購入合計の限度額が本条第1項及び第2項の定めを超えるときには、組合員に対し購入を見合わせることを要請できる。
4. 指定店で住宅等の利用に際し、当該指定店と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。
5. この規則にかかわらず、なお利用を必要とする場合には別途協議する。

(換金、転売等の禁止)

第3条 組合員及びその家族は、換金や転売等を目的に学校生協事業の不正または不当な利用を行ってはならない。

(所有権の留保)

第4条 組合員が利用代金の支払いが完了するまでは、当該商品等の所有権は学校生協に留保されるものとする。

(支払い義務)

第5条 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有する。

2. 組合員が分割支払いの際に1回でも利用代金の遅滞が発生した場合は、期限の利益を喪失し、代金の残金を一括請求されても異議ないものとする。
3. 団体扱い保険料については、所定の期日を含めて2ヶ月にわたってなお入金されないときは、その保険契約は失効し、自動脱退の扱いとする。

(支払方法)

第6条 定款第6条第1項組合員の利用代金の支払は原則として給与及び期末勤勉手当から引取るボーナス併用払いとする。ただし、給与及び期末勤勉手当から引き取りできない場合は口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。

2. 定款第6条第2項組合員の利用代金の支払は口座振替とする。ただし、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。
3. 学校生協指定店で住宅等の利用に際しては、当該指定店と直接決済することができる。ただしこの場合、当該指定店は遅滞なく利用報告をしなければならない。

(支払回数)

第7条 支払回数は、原則として一回払いとするが、分割またはクレジット使用で支払うことができる。ただし、給与控除の上限は、原則として1組合員あたり15万円とし、これを超えた場合は直接本人に確認を行い、場合によっては支払い方法の変更を要請する場合がある。

(分割払い)

第8条 分割で支払う場合は最長24ヶ月までとし、一回当たりの支払金額は5000円以上とする。なお、分割手数料は組合員負担とする。

2. 端数の金額は最終回の支払額に繰り入れ、月々は均等払いとする。
3. 希望する分割回数に期末勤勉手当の支給月数が含まれる場合は、ボーナス併用払いを利用することができる。
4. ボーナス払いの金額は別途設定できるが、期末勤勉手当からの支払いとする。

(分割手数料)

第9条 分割手数料は、下記の通りとする。

分割月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
分割手数料	0.00%	0.00%	0.60%	1.20%	1.80%	2.40%	3.00%	3.60%	4.20%	4.80%	5.40%	6.00%
分割月数	13ヶ月	14ヶ月	15ヶ月	16ヶ月	17ヶ月	18ヶ月	19ヶ月	20ヶ月	21ヶ月	22ヶ月	23ヶ月	24ヶ月
分割手数料	6.60%	7.20%	7.80%	8.40%	9.00%	9.60%	10.20%	10.80%	11.40%	12.00%	12.60%	13.20%

(クレジット使用)

第10条 学校生協が指定するクレジットを使用する場合は、予め学校生協に申し出後、クレジット会社の承認を得た上で行う。ただし、商品によっては承認されない場合がある。

2. 供給伝票の他に所定のクレジット用紙に記入し、審査を得る。
3. クレジット扱い分割手数料等はクレジット会社が定める。

(請求書の再発行手数料)

第11条 利用代金が、所定の期日を超えて3か月にわたって入金されないときは、請求書の再発行手数料を加算する場合がある。

2. 前項に定める請求書の再発行手数料は、100円(別途消費税加算)とする。
3. 前各項に定める手数料は、請求書を再発行する毎に加算する。

(事業の利用停止)

第12条 学校生協事業の不正または不当な利用が認められる場合は、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

2. 本規則第2条「利用限度額」の定めに違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。
3. 本規則第3条「換金、転売等の目的外利用」の事実を認めた場合は、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。
4. 本規則第5条「支払い義務」第1項の定めに違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第13条 本規則第12条に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完遂したときは、学校生協は事業の利用の停止を解除することができる。

(組合員資格喪失時の支払方法)

第14条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を速やかに一括して精算しなけれ

ばならない。

(連帯保証人、公正証書)

第15条 本規則第5条、第6条に定める支払いを履行できないと認められたときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

2. 前項の場合には、返済計画書内容等を公正証書に記載し、併せて執行認諾の文言を記載するものとする。

(除名)

第16条 この規則にもかかわらず支払義務の不履行が認められる場合には、定款第12条の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

(合意管轄)

第17条 この規則にかかわる一切の訴訟については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(通知)

第18条 この規則は、組合員に配付するほか、ホームページに掲載するものとする。

(改廃)

第19条 この規則の改廃は、理事会で行う。

附則

この規則は 2013年 3月 8日から実施する。

この規則は、2015年1月30日一部改正し、施行は4月1日からとする。